



建築物以外の路外駐車場



CONTENTS

V-1	駐車場	184
V-2	利用円滑化経路	186



V-1

駐車場

基本的な
考え方▶

障害者、高齢者等の日常生活上の外出手段として、最も利用されているものが自動車です。そのため、施設に、車いす使用者用の駐車施設を設置することが必要です。また、駐車施設から施設の出入口までの距離をできるだけ短くするとともに、安全性に配慮した経路を確保することも必要です。

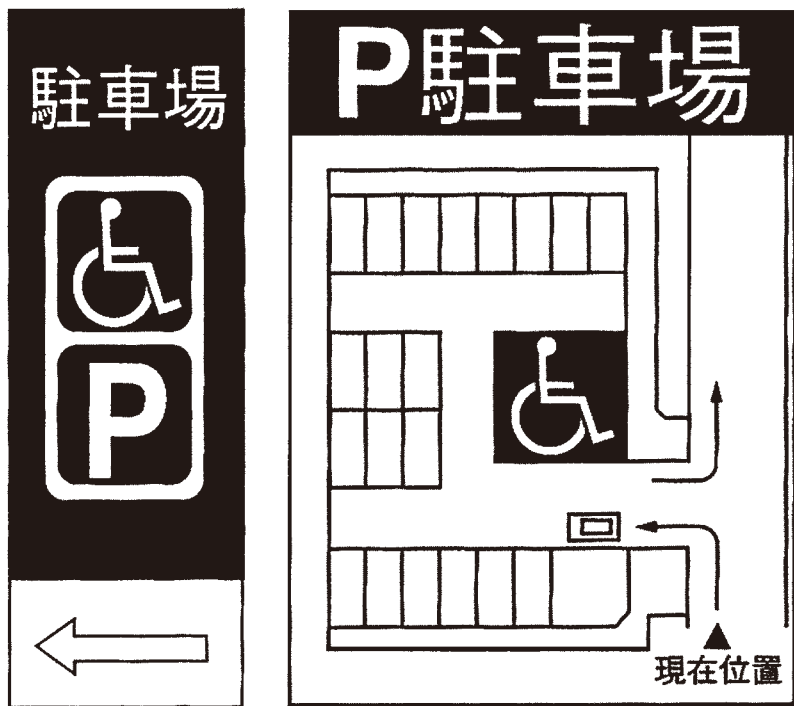
整備項目	整備基準	より望ましい基準
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ●車いす使用者用駐車施設の設置 ●設置数 <u>1以上</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ●全駐車台数が200以下の場合 $1/50$ 以上、200を超える場合は $1/100+2$ 以上の数を設置
車いす使用者用駐車施設	<ul style="list-style-type: none"> ●幅350cm以上 ●立看板等見やすい方法による表示 ●出入口に近接した場所への設置 	
<p>解説 ● I-16（建築物の駐車場）の解説を参照のこと。</p>		

●条例による整備基準、●より望ましい基準、細字は標準的な寸法や配慮の一例で参考となる内容

■ 車いす使用者用駐車施設の標識の例



■ 駐車場の案内標識の例





V-2

利用円滑化経路

基本的な
考え方▶

車いす利用者用駐車施設から、道又は公園、広場その他の空き地までの経路を利用円滑化経路とし、車いす利用者等の円滑な移動に配慮した構造とする必要があります。

整備項目	整備基準	より望ましい基準
利用円滑化経路	<ul style="list-style-type: none"> ● 段差の解消（傾斜路設置の場合を除く） ● 出入口の有効幅は <u>120cm以上</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 180cm以上
利用円滑化経路を構成する通路	<ul style="list-style-type: none"> ● 粗面又は滑りにくい材料による表面仕上げ ● 段を設ける場合は下の「段」の基準に適合 ● 排水溝に設ける溝ぶたはつえ、車いす等の利用者の通行に支障のない構造 ● 幅員は <u>120cm以上</u> ● 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ● 180cm以上
段	<ul style="list-style-type: none"> ● 有効幅 <u>定めない</u> ● けあげの寸法 <u>定めない</u> ● 路面の寸法 <u>定めない</u> ● 手すりの設置 ● 回り段を設けない構造（構造上困難な場合を除く） ● 粗面又は滑りにくい材料による表面仕上げ ● 明度差等により段を識別しやすい配色 ● 側面が壁でない場合の立ち上がりの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ● 140cm以上（手すりを設置する場合、幅10cm以内は有効幅に含む） ● 16cm以下 ● 30cm以上 ● 両側への手すりの設置 ● （ ）内緩和事項は適用しない
傾斜路	<ul style="list-style-type: none"> ● 有効幅は <u>120cm以上</u>（階段に併設するものは <u>90cm以上</u>） ● 勾配は 1 / 12以内（高さ16cm以下の場合 1 / 8以内） ● 高さが75cmを超える場合75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置 ● 縁端部に5cm以上の立ち上がり又は側壁の設置 ● 粗面又は滑りにくい材料による表面仕上げ ● 勾配が 1 / 12を超え、または高さが16cmを超えかつ勾配が 1 / 20を超える傾斜の部分への手すりの設置 ● 明度差等により傾斜路を識別しやすい配色 	<ul style="list-style-type: none"> ● 150cm以上（階段併設の場合120cm以上） ● 1 / 15以内、（ ）内緩和事項は適用しない ● 両側への手すりの設置（高さが16cmを超えかつ勾配が 1 / 20を超える場合）

解説

● I - 16（建築物の駐車場）の解説を参照のこと。

●条例による整備基準、●より望ましい基準、●細字は標準的な寸法や配慮の一例で参考となる内容

■ 路外駐車場の整備例

